

秋田市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

一般社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長 野 口 良 孝

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで